沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）に係る一般競争入札の公告

沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和８年11月27日

沖縄県知事　古謝　玄太

１　一般競争入札に付する事項

⑴　件名
　沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出先機関等）

⑵　提供場所
　県本庁舎及び県出先機関等（詳細は仕様書の別紙１「接続拠点一覧」を参照。以下、「接続拠点」という。）

⑶　期間
　契約期間は、契約締結日から令和14年３月31日までとする。ただし、落札者は、令和９年３月31日までに電気通信回線調達を完了し、回線の提供期間は令和９年４月１日から令和14年３月31日までの60ヶ月間とする。なお、正式な回線開通日及び現回線からの移行期間は、落札者と別途協議の上、決定する。
　ただし、事情により、回線サービス開始が遅れる場合、その間の代替回線調達について、落札者の責任・負担により行い、ネットワークの機能を停止させないよう対応すること。

⑷　役務概要
　電気通信回線を調達し、接続拠点を接続の上、電気通信役務を行うものである。
　対象となる電気通信回線は、帯域保証型の広域イーサネットサービスを主として、接続拠点に対して網サービスを行うこととする。詳細は、仕様書による。

⑸　契約に係る留意事項
・⑵の接続拠点について、県の組織改編等に伴い回線数が変動する場合がある。その場合において、受発注者間で協議のうえ、契約変更が出来るものとする。
・本契約は地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約であるため、(3)に記載の期間に関わらず、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、契約を解除する場合がある。
・⑷の役務概要について、回線仕様を変更する場合がある。その場合において、受発注者間で協議のうえ、契約変更が出来るものとする。
・県本庁舎と合同庁舎（北部・宮古・八重山）間は、自営回線を利用するため対象外とする。ただし、⑷の接続拠点の接続方法において、北部・宮古・八重山地区の各出先機関等の中継回線として当該自営回線の利用を可能とする。

２　入札参加資格

本入札に参加できる者は、以下のすべてを満たす法人とする。

⑴　営業年数が令和８年11月１日現在において５年以上であること。

⑵　資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。

⑶　電気通信事業法(昭和59年法律86号)に定める電気通信事業者として、沖縄県内に主たる営業所若しくは従たる営業所を有する者又は沖縄県内において同種の電気通信役務提供を行っている者であること。

⑷　LGWAN-ASPサービスとして登録されている通信サービスを提供できる者であること。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
⑹　地方自治法施行令第167条の４第１項の規程に該当しない者であること。
⑺　入札参加資格の登録を申請する日前の直近２年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと、又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第１項に規定するものに限る。）を受けていること。
⑻　社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入し、保険料の滞納がないこと。
⑼　雇用する労働者に対し、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
⑽　労働関係法令を遵守していること。

３　一般競争入札に参加することができない者

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者
⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年間の範囲内で知事が定める入札参加停止時間を経過していない者

４　申請の方法等

⑴　申請の方法
　この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。
　ア　一般競争入札参加資格登録申請書（別紙様式）
　イ　登記事項証明書
　ウ　直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
　エ　入札参加資格の登録を申請する日前の直近２年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は、徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第１項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
　オ　総務大臣から電気通信事業を行うことを認められた証明書の写し
　カ　電気通信役務の提供に関する障害対応体制説明書（別紙様式）
　キ　沖縄県内に主たる営業所若しくは従たる営業所を有することを確認できる書類
　ク　LGWAN-ASPサービスとして登録されている通信サービスの種類等を示す書類
　ケ　誓約書（別紙様式）
　コ　申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）
　サ　申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）

⑵　申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班

所在地　　〒900-8570　那覇市泉崎１丁目２番２号14階

電話番号　098-866-2036

代表メールアドレス　xx013005@pref.okinawa.lg.jp

⑵　申請書等の受付期間

令和８年11月27日（金曜日）から令和８年12月４日（金曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前９時から午後５時までとする。

５　入札参加資格の審査結果

資格審査結果は、直接又はメール等により通知する。

６　入札参加資格の有効期限

入札参加の資格を付与された日から令和９年３月31日までとする。

７　入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

⑴　商号又は名称
⑵　住所又は所在地
⑶　代表者の氏名
⑷　使用印鑑
⑸　資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
⑹　電話番号

８　入札参加資格の取り消し等

⑴　入札参加資格の取り消し等

入札参加資格を有する者が、３に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

⑵　入札参加資格の取り消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

９　資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が提供を受ける電気通信役務（県本庁舎～県出

先機関等）の一般競争入札に限り、適用する。

10　契約条項を示す期間及び場所

⑴　期間　令和８年11月27日（金曜日）から令和８年12月４日（金曜日）まで
⑵　場所　沖縄県ホームページ

11　入札執行の日時及び場所

⑴　日時　令和８年12月16日（水曜日）午前10時
⑵　場所　沖縄県本庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室

12　入札保証金

見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の５以上の金額を入札保証金説明書に記載の方法で納付すること。ただし、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

⑴　保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
⑵　国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した２以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

13　入札の無効

次の入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者のした入札
⑵　同一人が同一事項についてした２通以上の入札
⑶　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
⑷　入札書の表記金額を訂正した入札
⑸　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
⑹　入札条件に違反した入札
⑺　連合その他不正の行為があった入札
⑻　入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

14　入札説明書及び仕様書の交付

⑴　入札説明書及び仕様書を交付する期間
　　令和８年11月27日（金曜日）から令和８年12月４日（金曜日）午後５時まで
⑵　入札説明書及び仕様書を交付する場所
　　沖縄県ホームページ

15　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。なお、入札回数は３回（１度目の入札を含む）までとする。

⑷　再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

16　契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

⑴　名称　沖縄県企画部情報基盤整備課行政ネットワーク整備班

⑵　所在地　〒900-8570　那覇市泉崎１丁目２番２号　電話番号098-866-2036

17　契約の手続において使用する言語及び通貨

⑴　言語　日本語

⑵　通貨　日本国通貨

18　その他必要な事項

⑴　仕様書等に関する質問

　質問事項がある場合は、質問書（別紙様式）により令和８年12月４日（金曜日）午後５時までに4⑵の場所に提出すること。

⑵　入札書の提出の方法

　入札書は、郵送による場合を除き、11⑴の日時までに11⑵の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

⑵　郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

　ア　期限　令和８年12月15日（火曜日）午後５時

　イ　方法　簡易書留郵便により沖縄県企画部情報基盤整備課に提出すること。

⑷　入札説明会

　実施しない。

⑸　最低制限価格

　設定しない。

⑹　その他

　詳細は、入札説明書による。